



# 令和8年度 償却資産申告の手引

申告期限は、

**令和8年2月2日(月)**です。

**提出をお願いいたします。**

提出の際は、「償却資産申告書記入に関するチェックポイント」（最終ページ）  
により必ずご確認ください。

## 一 目 次 一

ページ

1 申告が必要な方	2
2 申告の方法と提出書類	2
3 申告書提出上の注意点	3
4 主な償却資産の種類（種類別の課税対象償却資産の例示）	4, 5
5 税務会計と償却資産申告の相違点	6
6 実地調査及び不申告又は虚偽の申告	6
7 申告書の書き方（すべての方）	7
8 明細書の書き方（初めての方、資産の増減があった方）	8
9 償却資産申告書記入に関するチェックポイント	9

### 問い合わせ先

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244 番地 2

喜多方市役所 総務部税務課固定資産税班

Tel 0241-24-5218 Fax 0241-25-7073

### 提 出 先

□喜多方市役所 総務部税務課（上記問い合わせ先）

□熱塩加納総合支所 住民課市民サービス班 Tel 0241-36-2112

〒966-0192 喜多方市熱塩加納町相田字大森 5000 番地

□塩川総合支所 住民課市民サービス班 Tel 0241-27-2123

〒969-3592 喜多方市塩川町字東岡 320 番地 1

□山都総合支所 住民課市民サービス班 Tel 0241-38-3825

〒969-4135 喜多方市山都町字広中新田 1167 番地

□高郷総合支所 住民課市民サービス班 Tel 0241-44-2113

〒969-4311 喜多方市高郷町西羽賀字十二林 2820 番地

## **1 申告が必要な方**

- (1) 毎年1月1日現在、喜多方市において事業（農林漁業、製造業、建設業、（卸）小売業、不動産業、通信運搬業、サービス業など）を営む個人・法人で、その事業の用に供する償却資産（構築物、機械及び装置、工具器具及び備品など）を所有している方。
- (2) 事業用償却資産を喜多方市内の事業者に貸し付けている方。  
※4ページの「主な償却資産の種類」参照

## **2 申告の方法と提出書類**

**□初めて申告される方** ⇒ 全資産を申告

- 申告する償却資産** … ○提出期限年の1月1日現在、喜多方市に所有する全ての事業用資産  
○自己の所有する資産で市内に所在する他の者に貸し付けている資産
- 提出書類** … ○償却資産申告書(手引P7)  
○種類別明細書(手引P8)（全部の資産を申告）

**□昨年も申告されている方** ⇒ 増減資産のみ申告

[償却資産種類別明細書（電算打ち出しの書類）が同封されている方]

- 申告する償却資産** … 提出期限年の1月1日から遡って前年の1月2日までに  
①増加した資産 ②減少した資産  
③市外から移動により受け入れた資産  
④昨年申告書に記入がもれた資産

**提出書類**

- 資産増減のある方
- 資産増減のない方
- 事業を廃業(休業)した方
- ○償却資産申告書(手引P7)備考欄の増減なしに「レ」を記入  
○種類別明細書(手引P8)

○償却資産申告書(手引P7)  
○種類別明細書(手引P8)  
「増資産」… 明細書の空欄余白部分に追加するか、  
增加資産用明細書に記入する  
「減資産」… 明細書の資産を赤線で消去する

○償却資産申告書(手引P7) ⇒ 全資産を申告

- 申告する償却資産** … ○提出期限年の1月1日現在、喜多方市に所有する全ての事業用資産  
○自己の所有する資産で市内に所在する他の者に貸し付けている資産

- 提出書類** … ○償却資産申告書(手引P7)  
○種類別明細書(手引P8)

## 電子申告（eLTAX）について



喜多方市では、インターネット（地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」）を利用した償却資産の申告を受け付けております。

eLTAX を利用するには、利用届出などの所定の手続きが必要です。

詳しくは eLTAX ホームページをご覧いただきか、eLTAX ヘルプデスクへお問い合わせください。

- eLTAX の詳しい内容や手続き等に関するお問い合わせ先

eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>)

ヘルプデスク

電話番号：0570-081459（全国一律市内通話料金）

受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く）

◎お願い 電算申告または、eLTAX で申告される場合は、喜多方市から送付している申告書右上に記載の所有者コードの記入（入力）をお願いします。

- その他

※喜多方市では、プレ申告をご利用できませんのでご了承ください。

※利用届出や操作上のお問い合わせは、eLTAX ヘルプデスクへお問い合わせください。

※訂正による再申告をする際は、備考欄へ訂正箇所の内容や「訂正後」など再申告が明確になるように入力ください。

※前年申告を複写利用した場合は、前年申告の内容が残っている可能性がありますので、備考欄等の確認をお願いします。

### 3 申告書提出上の注意点

(1) 償却資産申告書及び種類別明細書をそれぞれ1部提出してください。

増加資産用明細書（2枚複写）を提出する場合、控え用は貴事業所で保管してください。

(2) 申告書の控えに受付印が必要な方は、複写のうえ控え用も提出してください。

申告書を郵送される方で受付印が必要な方は、切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。切手がない場合は、返送することができませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 資産の増減がない場合でも申告が必要です。

申告書備考欄の「増減なし」・「資産なし」にチェックして提出してください。

(4) 資産の多少にかかわらず申告書の提出が必要です。（課税標準額が150万円（免税点）未満の場合には課税されませんが申告は必要です。）

(5) 非課税資産（地方税法第348条）、課税標準の特例（地方税法第349条の3、本法附則第15条）に該当する資産がある場合

その適用条項を種類別明細書の摘要欄に記入するとともに、それが判明できる資料を添付してください。

#### 4 主な償却資産の種類

償却資産とは、事業の用に供することができる土地・家屋以外の資産で、税務会計（法人税・所得税）において、減価償却の対象となる資産のことをいい、主な資産名は下記のとおりです。

#### 種類別の課税対象償却資産の例示

種類	資産名
1 構築物	看板、路面舗装（駐車場も含む）、塀（ブロック塀等も含む）、庭園、広告塔、ネオン、フェンス、焼却炉、屋外浄化槽、打ち込み井戸、側溝等の外構工事、土留め、擁壁、給水タンク、石油（ガス）タンク、地下タンク、煙突、移動性組立ハウス、家屋の対象とならない畜舎・堆肥舎等 その他の屋外設備についてはすべて構築物となります 建築設備のうち償却資産とすべき設備（内装等の附帯設備工事）等
2 機械及び装置	原動機械、工作機械、土木建築機械、食品製造加工機械、繊維機械、製材機械、印刷機械、荷物運搬機械（コンベア等）、冷凍・製氷・冷蔵庫等の装置設備、部品の製造・加工・修理等に使用する機械、受変電設備及び動力設備、乾燥機、モミスリ機、草刈機、手押し式耕運機などの農業用機械等
3 船舶	釣船、モーターボート等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター等
5 車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両）、各種運搬具（自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く）等 ※注意※大型特殊自動車の要件 ○ フォークリフト等で次の要件に1つでも該当する場合は、大型特殊自動車です。 ① 長さ4.7mを超える ② 幅1.7mを超える ③ 高さ2.8mを超える ④ 最高速度15km/hを超える ○ 農耕作業用自動車で、最高速度35km/hを超える場合は、大型特殊自動車です。
6 工具器具及び備品	机、椅子、テーブル、キャビネット、陳列ケース、応接セット、金庫、冷蔵庫、冷暖房機器、自動販売機、テレビ、カラオケ機器、エアコン、ワープロ、パソコン、コピー機器、FAX、医療機器、理美容機器、厨房用品、娯楽・スポーツ器具、美術品、その他の業務用備品等

## ○【申告が必要な資産】

- 1 税務会計上減価償却の対象となる資産（赤字決算等のために減価償却を行っていない場合も含む。）。
  - 2 少額資産であっても減価償却している資産。
  - 3 耐用年数を経過した資産で、法定の減価償却を終わって帳簿上残存価額のみ計上されている資産（償却済み資産）。
  - 4 中小企業特例（取得価額が30万円未満の資産の即時償却制度）の対象になる資産。
  - 5 企業会計上簿外資産であるが、事業の用に供することができる資産。
  - 6 企業会計上建設仮勘定で経理されているが、事業の用に供している資産。
  - 7 割賦買入資産で、割賦金が完済されていないが、事業の用に供している資産。
  - 8 遊休・未稼働資産であっても、事業の用に供することができる資産。
  - 9 傷却資産の価値を増加させるための費用（改良費）。
- ※改良費は新たな資産の取得とみなされます。
- 10 職員・社員の福利厚生用の資産。
  - 11 店舗や賃貸ビル等を借りて事業をされている方が、付加施工した内部造作等。

## ×【申告が必要ない資産】

- 1 家屋として固定資産税上の家屋評価に含まれているもの。
- 2 自動車税及び軽自動車税の課税対象となるもの（乗用車、トラック、原動機付自転車、二輪の小型自動車、軽トラック、乗用トラクター、乗用コンバインなど）。
- 3 無形固定資産（営業権、特許権、コンピューターソフトなど）。
- 4 耐用年数1年未満または取得価額が10万円未満の資産で、その資産の取得に要した経費の全部が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上一時に損金または必要な経費に算入されているもの。
- 5 取得価額が20万円未満の資産で、法人税法上または所得税法上、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行っているもの（一括償却）。
- 6 生物（牛馬、果実等。観賞用、興行用生物は除く）
- 7 棚卸資産（商品・製品・原材料等）
- 8 繰延資産
- 9 ファイナンスリース取引に係るリース資産で、その所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの。
- 10 リース契約で借りている資産。（ただし、ファイナンスリースのうち、リース期間経過後にその資産を無償または名目的な対価により譲渡することが決まっているもの、また無償と変わらない名目的再リース料で再リースする条件でリースするものなど、所有権の移転が当初から決まっている場合は、申告する必要があります。）

## 5 税務会計と償却資産申告の相違点

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却資産の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	<p>建物以外の一般的な資産は、定率法、定額法の選択制度 〔定率法選択の場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年4月1日以降に取得された資産は「250%定率法」を適用</li> <li>・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用</li> </ul>	<p>一般的な資産は 固定資産税定率法を適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる</li> </ul> <p>※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様</p>
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1／2）
圧縮記帳の制度	認める	認めない（注1）
特別償却、割増償却制度（租税特別措置法）	認める	認めない
増加償却制度 陳腐化償却制度（所得税・法人税）	認める	認める（注2）
評価額の最低価格	備忘価額（1円）まで	取得価額の5／100
改良費	原則区分、一部合算も可	区分評価 (改良費を加えられた資産と改良費を区分評価)

（注1）補助金等の交付をうけて圧縮記帳の適用をうけている資産については、償却資産上はこの適用がありませんので、取得価額に含めて申告してください。

（注2）摘要欄に記入するとともに、それが判明できる資料を添付してください。

## 6 実地調査及び不申告又は虚偽の申告

地方税法354条の2に基づく国税関係資料の閲覧等により、所得税・法人税の申告内容と当市への申告内容に相違等の疑義がある場合には、問い合わせや資料の提出をお願いするなどの実地調査を行うこともありますので、その際にはご協力をお願いします。

そのほか、正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条及び喜多方市税条例第75条の規定により過料を科されることになるほか、地方税法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科されることがあります。

※すべての方  
(資産がない方も含む)

7 申告書の書き方（記入例）①～⑨まで確認し、記入してください。

受付印		令和 年 月 日				
年度						
償却資産申告書（償却資産課税台帳）						
<p>① 住所氏名を記入。 なお、あらかじめ印刷されて送付された方で変更のある場合は、訂正のうえ、右下の備考欄に「住所変更」、「氏名変更」と記入してください。</p>						
所 有 者 者	フリガナ	人番号又は法人番号			10 短縮耐用年数の承認	<input type="checkbox"/> 有
	住所 所	事業種目			11 増加償却の届出	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	[納税通知書送付先] 喜多方市字御清水東7244番地2	又は出資金の額			12 非課税該当資産	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	電話番号	業開始年月			13 課税標準の特例	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
公簿上の住所 又は所在地	申告に応答する 係及び氏名			14 特別償却又は圧縮記帳	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
フリガナ	電話番号			15 税務会計上の償却方法	<input type="checkbox"/> 定率法 <input type="checkbox"/> 定額法	
氏名	税理士等の氏名			16 青色申告	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
法人にあってはその 名称及び代表者の氏 名	電話番号					
屋号						
4 公簿上の生年月日 又は設立年月日	年 月 日					
資産の種類		取 得 価 額		17 市（区）町村内における事業所等資産の所在地		
前年前に取得したもの (イ)		前年に減少したもの (ロ)		<p>① <input type="checkbox"/>自己所有家屋 <input type="checkbox"/>借家</p> <p>② <input type="checkbox"/>自己所有家屋 <input type="checkbox"/>借家</p> <p>③ <input type="checkbox"/>自己所有家屋 <input type="checkbox"/>借家</p>		
1 構築物	十億 百万 千 円 1 000 000	十億 百万 千 円 500 000	十億 百万 千 円 1 500 000	18 借用資産	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
2 機械及び 装置	2 000 000	1 150 000	6 200 000	貸主の名称等	喜多方リース（株） コピー1台 ファックス1台	
3 船舶				19 □ 資産に増減なし		
4 航空機				20 □ 該当資産なし		
5 車両及び 運搬具	500 000			21 □ 転出・廃業・解散・その他 ( ) (令和 年 月 日)		
6 工具、器具 及び備品	1 000 000	100 000	500 000	22 備考（添付書類等）		
7 合 計	4 500 000	1 250 000	7 200 000			
⑨ 資産の種類	*評価額 (a)	*決定価格 (b)	*課税標準額 (c)	数量		
<p>・前年前に取得したもの（イ）欄 令和7年1月1日以前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 ※この額は、前年度の申告書の（ニ）の欄の額と同じです。</p> <p>・前年中に減少したもの（ロ）欄 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 ※この欄の合計額は、種類別明細書の赤線で削除した取得価額の合計額と同じです。</p> <p>・前年中に取得したもの（ハ）欄 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに増加した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 ※増加申告の場合、この欄の合計額は種類別明細書（増加資産・全資産用）の取得価額の合計額と同じです。</p>						

帳票識別コード	
申告区分	<input type="checkbox"/> 当初申告 <input type="checkbox"/> 修正申告
処理方式	<input type="checkbox"/> 一般処理 <input type="checkbox"/> 電算処理

申告書等送付番号

③

事業の内容を記入。2つ以上の事業を行っている場合は、それぞれの事業を記入し、主たる事業に○印をしてください。

④

税理士等に委託している場合は、その方の氏名及び電話番号を記入してください。  
税理士の方が申告書を作成した場合は、必ず記名してください。

⑤

該当するものに□してください。

⑥

該当するものを□してください、「有」の場合は、貸主名称及び資産名を記入してください。

⑦

該当する場合のみ□してください、

⑧

次のような事項等がある場合、記入してください。

- ・「短縮耐用年数承認書の写し」、「増加償却の届出書の写し」等添付書類がある場合、書類の名前を記入
- ・非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項を記入
- ・住所変更や氏名変更がある場合、その旨記入

## 8 明細書の書き方（記入例）

①～⑧まで確認し、記入してください。

※個人事業者（新規を除く）については「種類別明細書（増加資産・全資産用）」（2枚複写）を同封しておりませんので、送付した種類別明細書の空欄余白部分に追加記入してください。なお、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」が必要な場合には担当窓口にお問い合わせください。

### 初めて申告する方

### または資産が増加した方

① 資産の名称を漢字等でわかりやすく記入してください。

⑥ 新品の資産については、法定耐用年数を記入してください。中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合は、その耐用年数を記入してください。

※短縮耐用年数を適用している場合は、必ず「耐用年数の短縮承認通知書」を添付してください。

⑦ 資産が増加したことについて、該当する事由の番号を○で囲んでください。

- 1. 新品取得
- 2. 中古品取得
- 3. 移動による受入れ
- 4. その他

のような事項を記入してください。

- ・非課税資産、課税標準の特例適用資産に該当する場合は、その適用条項
- ・貸付資産については、その貸付先
- ・割賦販売資産等について地方税法第342条第3項の規定の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等
- ・耐用年数の変更があった場合はその旨
- ・短縮耐用年数を適用している資産のその旨の表示
- ・増加償却を行っている資産のその旨の表示
- ・前回の申告以前に取得した資産で申告を忘れた場合は「申告もれ」の表示
- ・市外からの移動資産については、「○年○月○○市から移動」等

8

年度		種類別明細書（増加資産・全資産用）												
行 番 号	資産の種類	資産コード		資産の名称等		数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価償却率	課税標準の特例率	課税標準額	増加事由	申告もれ
01 1	路面舗装	1	4	20	6	10								
02 2	バックホー	2	4	31	1	700000	2							
03 2	可搬式コンベ	3	4	24	12	2300000	6						R5.7月廃棄	
04 6	複写機	4	5	5	6	500000	5							

③ 資産の種類をコード番号で記入してください。  
「1. 構築物」  
「2. 機械及び装置」  
「3. 船舶」  
「4. 航空機」  
「5. 車両及び運搬具」  
「6. 工具・器具及び備品」

② その資産の数量を記入してください。

④ 資産を実際に取得した年月を記入してください。  
※年号については、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」とし、それぞれの年号の数字を記入してください。

⑤ 当該資産の取得価額を記入してください。

1. 「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（償却資産の取得運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費等、その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む）を言います。
2. 税抜経理方式を採用している事業者は、取得価額に消費税は含みません。  
税込経理方式を採用している事業者は、取得価額に消費税を含みます。
3. 法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については固定資産税における償却資産の評価上認められてないので、圧縮前の実際の取得価額を記入してください。

### 資産が減少した方

送付した「種類別明細書」一覧で減少した資産の行を赤線で削除して提出してください。

（電算申告等で減少資産用の種類別明細書を記入している方はその用紙で提出していただいて結構です。）

なお、資産の一部が減少した場合は該当資産の行を赤線で削除したうえで、当該資産の残りの部分に対応する取得価額を記入してください。（摘要欄に詳細を記入のこと。例：当初取得価額100万円（数量5）のうち40万円（数量2）分減少）

※注 意・・・減少資産とは、償却資産を売却・廃棄等によってその形状がなくなったものをいいます。簿外に振替えられた資産であっても現に事業の用に供している場合は、減少資産とはなりません。

## **9 債却資産申告書記入に関するチェックポイント**

### **申告書提出前にもう一度ご確認ください。**

※次の事項について、必ず確認を行ったうえ提出をお願いいたします。

#### **チェック**

##### **□ (1) 構築物関係**

看板、駐車場舗装、改築時の内装などの付帯設備工事、ネオン、広告塔、塀、側溝の外構工事や土留め工事などの申告は忘れていませんか？（詳しくは、手引きの**4ページ**をご覧ください。）

##### **□ (2) 機械及び装置関係**

- ① 今回の申告以前に取得した資産及び廃棄した機械装置の把握もれはありませんか？
- ② 他市町村にある機械及び装置が入っていませんか？

##### **□ (3) 車両及び運搬具関係**

- ① 自動車税又は軽自動車税の対象となる車両及び運搬具が入っていませんか？（詳しくは、手引きの**4、5ページ**をご覧ください。）

##### **□ (4) 工具器具及び備品関係**

- ① 今回の申告以前に取得及び廃棄した工具器具、備品の把握もれはありませんか？
- ② 耐用年数1年未満の資産又は取得価額が10万円未満で所得税法上、その経費の全部を損金又は経費に算入されたものが入っていませんか？
- ③ 税務会計において、取得価額が20万円未満で事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことを選択したものが入っていませんか？

##### **□ (5) 共通事項**

- ① 事業年度以降で今回までに取得した資産は申告してありますか？
- ② 過去に取得した資産で昨年申告を忘れている資産はありませんか？
- ③ 各資産の耐用年数の記入もれはありませんか？
- ④ 固定資産台帳や法人税確定申告の別表16又は、所得税の申告に係る減価償却費の計算欄との整合性はとれていますか？